

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任する場合、1人は事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを衛生管理者として選任することができる。
- 2 業種に関係なく、一の場所において行う事業の一部を請負人に請け負わせている事業者は、その労働者及び請負人の労働者の数が常時50人以上である場合は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- 3 業種に関係なく、常時使用する労働者の数が1000人以上の事業場においては、事業者は、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、複数の産業医を選任している場合、衛生委員会の委員には、産業医全員ではなく、うち1人を指名すればよい。
- 5 常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の事業場においては、事業者は、その業種に応じて、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- 1 事業者は、過去にベンゼンを取り扱う業務に従事させたことのある労働者については、他の業務に従事させていても、特別の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、雇入れ時の健康診断の結果及び定期健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、定期健康診断の結果を、健康診断を受けた労働者が退職した後、10年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、亜硫酸ガスを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、3月以上海外に労働者を派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し健康診断を行わなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、エックス線装置を用いて行う透過写真撮影の業務に労働者を就かせるときは、この者に対し、その業務に関する特別の教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者に対して特別の教育を行ったときは、法令で定める事項についての記録を作成しなければならない。
- 3 事業者は、労働者を雇い入れたときは、この者に対し、法令で定める安全衛生教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、石綿作業主任者技能講習修了者であっても、その業務に関する特別の教育を省略することはできない。
- 5 事業者は、法令で定める酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、この者に対し、その業務に関する特別の教育を行わなければならない。

問 4 労働安全衛生法第65条に基づく作業環境測定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、使用する有機溶剤等を第1種有機溶剤等から第2種有機溶剤等に変更したときは、速やかに作業環境測定を行わなければならない。
- 2 事業者は、法令で定める有機溶剤業務を行う屋内作業場について実施した作業環境測定の結果を評価して第3管理区分となった場所について、改善の措置を講じたときは、改善の効果を確認するため、その有機溶剤の濃度を測定し、その結果の評価を行わなければならない。
- 3 事業者は、作業環境測定の結果について行った評価の結果を記録したときであっても、作業環境測定の結果を記録しておかななければならない。
- 4 事業者は、法令で定める特定化学物質を製造する屋内作業場について実施した作業環境測定の結果を評価して第3管理区分となった場所については、改善の措置を講じ、その場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。
- 5 事業者は、法令で定める酸素欠乏危険場所において作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業場について作業環境測定を行わなければならない。

問 5 事業者が健康障害を防止するため、労働者に使用させる呼吸用保護具に関する次の①から⑤までの記述のうち、法令上、誤っているもののみの組合せは下のうちどれか。

- ① ハロゲンガス用防毒マスクは、検定の対象とされていない。
- ② ろ過材及び面体を有する防じんマスクは、型式検定の対象とされている。
- ③ 送気マスクは、型式検定の対象とされている。
- ④ 酸素呼吸器は、検定の対象とされていない。

- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ① ④
- 4 ② ④
- 5 ③ ④

問 6 次の事項のうち、許可を受けなくても製造し、又は使用することができるものはどれか。

- 1 石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する物を製造すること。
- 2 アルファ-ナフチルアミンを製造すること。
- 3 ベリリウム化合物を製造すること。
- 4 ジクロルベンジジンを使用すること。
- 5 ベンジジンを使用すること。

問 7 事業者が次の①から⑤までの装置等を設置しようとするとき、労働安全衛生法に基づき、計画を届け出なければならないもののみの組合せは下のうちどれか。

ただし、いずれの場合も、所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- ① 屋内においてトルエンを用いて洗浄作業を行う場所に設置する局所排気装置
- ② 特定化学物質のうちの第3類物質を取り扱う設備で移動式のもの
- ③ 事務所に設ける中央管理方式の機械換気設備
- ④ 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場に設置する全体換気装置

- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ② ④
- 4 ② ④
- 5 ③ ④

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定士の業務に関する不正の行為により作業環境測定士の登録を取り消された者は、取り消された日から起算して2年間、作業環境測定士となることができない。
- 2 作業環境測定士でない者は、指定作業場についての作業環境測定結果の評価を行うことができない。
- 3 構外下請会社の事業者は、その指定作業場についての作業環境測定を、作業環境測定機関でない親会社に委託することはできない。
- 4 第2種作業環境測定士は、指定作業場についての作業環境測定士の業務のうち、簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析の業務を行うことができない。
- 5 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類以外の指定作業場についても、デザイン及びサンプリングの業務を行うことができる。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、作業環境測定を行う際に機器を用いた分析を行ったときは、その分析に伴い作成したチャートその他の資料も3年間保存しておかなければならない。
- 2 作業環境測定機関に所属した作業環境測定士は、退職した後2年間は測定の業務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。
- 3 作業環境測定機関を営む者は第1種作業環境測定士でなければならない。
- 4 都道府県労働局長の登録を受けている作業環境測定機関は、その都道府県以外に所在する事業場についての作業環境測定を行おうとする場合は、あらかじめ、そのことについて登録を受けている都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 5 作業環境測定機関は、作業環境測定の実施を依頼されたときは、正当な理由のある場合を除き、依頼を受けた日から3月以内に作業環境測定を行わなければならない。

問 10 作業環境測定対象物質[Ⓐ]、その試料採取方法[Ⓑ]及び分析方法[Ⓒ]の組合せとして、作業環境測定基準上、誤っているものは次のうちどれか。

	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
1	トルエン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2	ホルムアルデヒド	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3	クロム酸及びその塩	液体捕集方法	原子吸光分析方法
4	ノルマルヘキサン	液体捕集方法	吸光光度分析方法
5	塩化ビニル	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 発生源が一箇所で、2種類以上の測定対象となる有機溶剤を含有する混合物に係る単位作業場所については、定められた算定式により求めた換算値を測定値とみなし、管理濃度に相当する値を1として管理区分の区分を行う。
- 2 A測定のみを行った場合で、第1評価値が管理濃度以上で、かつ、第2評価値が管理濃度以下であれば、その単位作業場所は、第2管理区分に区分される。
- 3 A測定及びB測定を行った場合で、A測定の第1評価値が管理濃度未満であっても、B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超えていれば、その単位作業場所は、第3管理区分に区分される。
- 4 連続する2作業日について作業環境測定を行った場合の評価は、それぞれの日についてのA測定の測定値に基づいて求めた幾何標準偏差のうち、大きい値を用いて行う。
- 5 測定点における測定対象物質の濃度がこの測定で採用した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限の値に満たない場合には、当該定量下限の値をその測定点における測定値とする。

問 12 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、酸素濃度が18%に満たない場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 2 事業者は、^{びょう}鋸打機の取扱いによる著しい騒音を発する屋内作業場については、6月以内ごとに1回、定期に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 3 事業者は、炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場について、6月以内ごとに1回、定期に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。
- 4 事業者は、冷凍庫等の寒冷な屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期に、気温及び湿度を測定しなければならない。
- 5 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6月以内ごとに1回、定期に、点検しなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則に定める衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 硫化水素濃度が100万分の10を超える場所は、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 2 労働者を常時就業させる屋内作業場の気積は、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える空間を除き、労働者 1 人について、20 m³ 以上としなければならない。
- 3 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。
- 4 労働者を常時就業させる屋内作業場において、換気設備を設けていないときは、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が常時床面積の20分の1以上になるようにしなければならない。
- 5 労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 以下であるときは、換気に際し、労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。

問 1 4 次の特定化学物質のうち、特定化学物質障害予防規則に基づく作業環境測定の記録を30年間保存しなければならないものはどれか。

- 1 五酸化バナジウム
- 2 カドミウム及びその化合物
- 3 臭化メチル
- 4 ニトログリコール
- 5 ベンゾトリクロリド

問 1 5 有機溶剤等の区分の色分けによる表示について、次の混合物と表示色との組合せのうち、有機溶剤中毒予防規則上、誤っているものはどれか。

なお、クロロホルム及び四塩化炭素のみからなる溶剤は第1種有機溶剤等、アセトン及びイソプロピルアルコールのみからなる溶剤は第2種有機溶剤等であり、石油エーテル及び石油ベンジンのみからなる溶剤は第3種有機溶剤等である。

- 1 クロロホルム及び四塩化炭素をそれぞれ 4% 含有し、残りはイソプロピルアルコールである混合物.....赤
- 2 クロロホルムを 4% 含有し、残りはアセトンである混合物.....黄
- 3 クロロホルム及び四塩化炭素を合わせて 4% 含有し、残りはアセトン及びイソプロピルアルコールである混合物.....赤
- 4 四塩化炭素を 4%、イソプロピルアルコールを 16% 含有し、残りは石油エーテル及び石油ベンジンである混合物.....黄
- 5 クロロホルム、四塩化炭素、アセトン、イソプロピルアルコールをそれぞれ 1% 含有し、残りは石油エーテル及び石油ベンジンである混合物.....青

問 1 6 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、いずれの場合についても法令により設置する装置又は実施する測定・健康診断である。

- 1 除じん装置は、ろ過除じん方式又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。
- 2 プッシュプル型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならない。
- 3 局所排気装置については、1年以内ごとに1回、定期的に、定められた事項について自主検査を行わなければならない。
- 4 作業環境測定を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを5年間保存しなければならない。
- 5 鉛健康診断を行ったときは、その結果に基づき鉛健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 特定エックス線装置とは、波高値による定格管電圧が 10 kV 未満のエックス線装置をいう。
- 2 管理区域を定める場合の外部放射線による実効線量の算定は、1 cm 線量当量によって行う。
- 3 空気中の放射性物質からの放射線及び外部放射線の両方を受ける作業場で、それらの実効線量の合計が3月間に 1.8 mSv である区域は、管理区域である。
- 4 外部放射線のみを受ける作業場で、その実効線量が3月間に 1.6 mSv である区域は、管理区域である。
- 5 空気中の放射性物質のみから放射線を受ける作業場で、その実効線量が3月間に 1.4 mSv である区域は、管理区域である。

問 1 8 次の記述のうち、粉じん障害防止規則上、違反となるものはどれか。

- 1 屋内の特定粉じん発生源に設置した移動式の局所排気装置に電気除じん方式による除じん装置を付設したので排出口を屋内とした。
- 2 法令により設置した除じん装置に、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けた。
- 3 粉じん作業を行う屋内の作業場所について、毎日1回、清掃を行った。
- 4 粉じんの種類がヒュームであるので、法令により設置した局所排気装置の除じん装置をサイクロン方式とした。
- 5 屋内の特定粉じん発生源について、所要の措置を講ずることが著しく困難なため、所轄労働基準監督署長の認定を受けて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、全体換気装置による換気を行って作業させた。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、事務室における空気中の二酸化炭素の含有率を10万分の5000以下としなければならない。
- 2 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、事務室に供給される空気中の二酸化炭素の含有率を10万分の1000以下としなければならない。
- 3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、事務室の気温が 17 以上 28 以下になるように努めなければならない。
- 4 事業者は、事務室における空気中の二酸化炭素の含有率を測定するときは、検知管方式による二酸化炭素検定器を用いて行うことができる。
- 5 事業者は、事務室に設けている機械による換気のための設備については、6月以内ごとに1回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理1であるものが、労働安全衛生法に規定する定期健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたときは、当該労働者に対して遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、じん肺健康診断を行ったとき、じん肺の所見がないと診断された労働者については、都道府県労働局長にじん肺管理区分の決定のための書面等を提出しなくてもよい。
- 3 事業者は、じん肺管理区分が管理2と決定された労働者に対し、現に常時粉じん作業に従事させているかどうかにかかわらず、1年以内ごとに1回、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺健康診断においては、粉じん作業についての職歴の調査のほか、直接撮影の胸部全域のエックス線写真による検査等を行うものとされている。
- 5 事業者は、都道府県労働局長からじん肺管理区分の決定の通知を受けたときは、当該労働者に対し、じん肺管理区分及びその者が留意すべき事項を書面により通知しなければならない。